

## 長野県環境基本条例（抜粋）

平成 8 年 長野県条例第 13 号

目次（略）  
前文（略）  
第 1 章（略）  
第 2 章（略）

### 第 3 章 長野県環境審議会（第 25 条—第 33 条）

（設置）

第 25 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

第 26 条から第 28 条まで（略）

（特別委員及び専門委員）

第 29 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第 30 条から第 32 条まで（略）

（補則）

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 長野県環境審議会運営要綱（抜粋）

（特別委員及び専門委員）

第 7 条（略）

2 専門委員は会長の求めに応じて、必要な調査、検討を行い、審議会にその結果を報告するものとする。